

福祉医療費助成事務に係る Q A シート

3 月末現在

No.	質問区分	医療機関ベンダ質問	回答
1	料金受取人払いシール	料金受取人払いシールはどのように貼ればいいのか。	領収証明書等を封入し、封筒に 1 枚貼ってポスト投函してください。
2		重力 4 kg を超える場合、2 個口に分けて料金受取人払いシールを貼ればいいのか。	2 個口とも料金受取人払いシールを貼ってください。 2 個口以上に分かれる場合、連合会で判別できるように 1/2、2/2 と封筒等に記載ください。
3		連合会の郵便番号と料金受取人払いシールの郵便番号が違う方がいいのか。	料金受取人払いシールの郵便番号は津市中央郵便局に集配されてから、連合会に届く仕組みです。 郵便局指定の番号です。
4		料金受取人払いシールを 1 年分送付してもらっているが、毎年送付してもらえるか。	一部の地区 3 師会で集配される地区を除き毎年郵送します。
5		料金受取人払いシールを貼らずに送付した場合はどうなるのか。	料金受取人払いシールを貼れば送料無料となりますが、貼らなければ郵送料は医療機関等の負担となります。
6	郵送	レセプトに同封して郵送してもいいのか。	同封していただいても構いません。 その際には、料金受取人払いシールは貼らないでください。連合会に届くのが遅れ、レセプト受付に間に合わない可能性もあります。
7	領収証明書	医療機関コード 10 桁で記載とあるが、レセプトの医療機関番号は 7 桁だが 3 桁足りないが、何を書けばいいのか。	例えば医科の場合 三重県の県番号 24 医科点数表の 1 を付し、レセプトに記載する 7 桁のコードで記載ください。 点数表コードは【コード表】を参照してください。 福祉医療費助成事務は全て 10 桁で記載ください。
8		旧様式で提出可能か。	手書きであれば新様式で提出ください。 システムから出力されている場合はシステムの改修をお願いします。
9		旧様式で提出できる猶予期間あるか。	システムから出力されている場合はシステム改修に係る期間（当分の間）は旧の様式でも結構です。

No.	質問区分	医療機関ベンダ質問	回答
10		領収証明紙媒体送付書に捺印は必要か	必要ありません。
11	領収証明紙媒体送付書	該当市町が1市（町）しかなくても、領収証明書紙媒体送付書は必要か	該当市町数に関わらず、紙媒体送付書を添付してください。
12		領収証明書と領収証明一覧表が混在する場合、提出方法欄は、どちらに○をすればいいのか。	主要な方に○をしてください。
13	領収証明書送付書	領収証明書送付書の証明件数欄と証明書料件数欄の違いは何か。	例えば1枚の領収証明書に月遅れもしくは入外で4件記載の場合、証明書件数欄（内訳を含む）は、4件と記載ください。証明書料件数欄は、1件と記載ください。証明書料件数欄は領収証明書の場合、枚数となります。
14		送付月は何月を記載するのか。	本会へ提出する月を記載ください。
15	領収証明書の綴じ方	領収証明書と領収証明一覧表が混在する場合、どのように編綴するか。	各市町単体に領収証明書、領収証明一覧表の順に編綴してください。
16		領収証明書の綴じ方に各市町単体に綴じるとあるが、ホチキス留めでもいいのか。	ホチキス留めでも構いません。医療機関単体に処理するため、外れないように留めてください。
17	提出	紙で提出する場合、何を送ればいいのか。	領収証明書または領収証明一覧表と市町毎の領収証明送付書の他に福祉医療費紙媒体送付を1枚添付して提出してください。
18		紙媒体と電子媒体を一緒に提出していいのか。	データ内容に重複がなければ、特に問題がありません。
19	受付	レセプト提出時に提出してもいいのか。	レセプト受付は毎月10日ですのでその際に一緒に提出いただいても構いません。
20	新規開設	新規に開設したが、手続きは必要か。	医療機関、保険薬局、訪問看護、柔道整復の場合は特に必要ありません。厚生局の届出から新規開設に限り、本会から福祉医療費の提出に関する通知を郵送します。 鍼灸・マッサージの施術機関の場合は、本会福祉医療室までご連絡ください。
21		医療機関番号とはどの番号なのか。	平成26年2月14日付送付の事務取扱い文書に10桁の番号が記載あります。

No.	質問区分	医療機関ベンダ質問	回答
22	福祉医療費領収証明書訂正返戻依頼書	どのような場合提出するのか。	提出された領収証明書の記載内容に変更がある場合等本会への依頼にご使用ください。 ただし、提出月の月末までに限ります。それを超えた場合は（提出月の翌月以降）各市町に連絡をお願いします。
23		訂正返戻依頼書はどこにあるのか。	本会ホームページよりダウンロードしてください。
24	福祉医療費電子媒体分市町連絡一覧表	どのような場合提出するのか。	電子媒体で提出する医療機関に限り、CSVデータの内容でコメント等が必要な場合（未収金により時効を超えた領収証明書を提出する場合）などに提出してください。
25		電子媒体分市町連絡一覧表はどこにあるのか。	本会ホームページよりダウンロードしてください。
26	確認試験	確認試験は必要か。	必ず行ってください。 確認試験を行っていないとデータの読み込み不良など発生した場合、紙での提出を依頼することになります。
27		平成26年4月以降の確認試験は月1回か。	その通りです。 毎月15日までに受け付けた確認試験のCSVデータの結果を25日までに通知します。 問題がなければ翌月から電子媒体で提出が可能となります。 問題があれば翌月も紙とテストデータと提出していただきます。
28		確認試験のデータは直近の診療月でないといけないのか。	直近でなくても問題ありません。
29	電子媒体での提出	当院は医科と歯科があるが、CD-Rはそれぞれ必要か。	1枚のCD-Rで提出いただいても構いません。
30		オンライン送付はできないのか。	三重県独自仕様のためオンラインでの送付はできません。
31		将来的に電子媒体での提出は必須か。	必須ではありませんが、事務軽減も図ることができるため、推進を行っています。